

第6章 景観づくりを推進するため

第1節 景観づくりの方針

現在実施している景観形成事業や景観計画策定懇談会の中で出た意見をもとにこれからの景観づくりについての方針を以下のように定めます。

- ・規制、誘導を含めた効果的な景観行政の展開を図る
- ・延岡の景観づくりの広報活動を推進する
- ・景観への関心を高め意識の向上を図る
- ・景観形成の総合的な推進体制を構築する
- ・行政、事業者、市民との協働を推進する

市民

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・家周りや地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する住宅に配慮

など

事業者

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・事業所や地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する建物に配慮

など



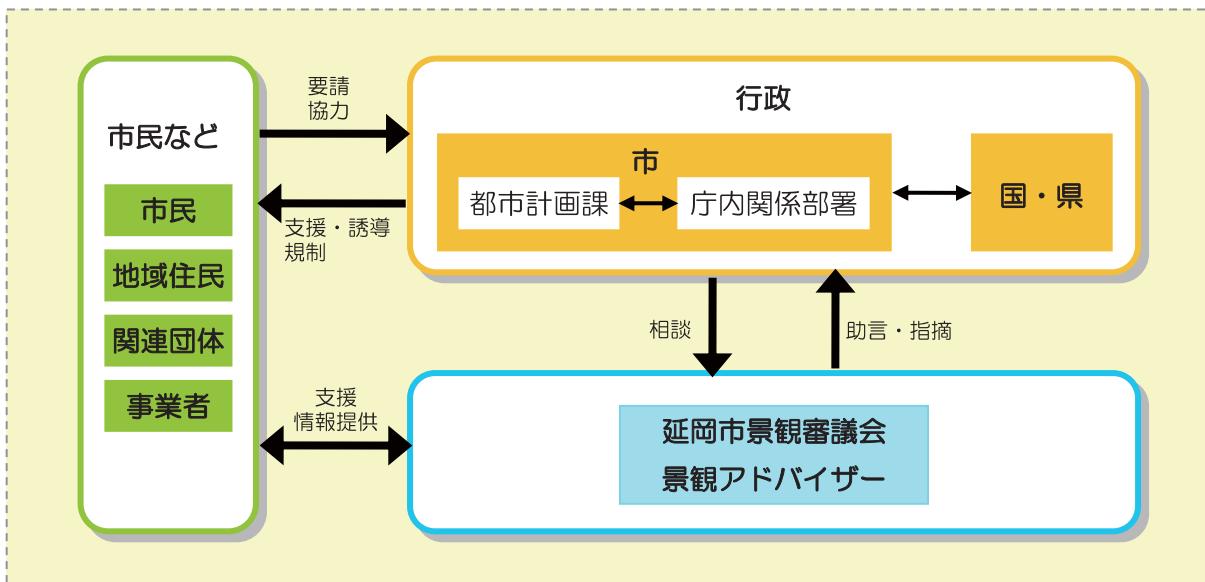
行政

- ・良好な景観づくりに対する市民への意識啓発活動
- ・各事業における景観への配慮
- ・景観に関する関係各課の連携
- ・公共事業における景観に関するチェック体制の整備
- ・道路、河川の清掃、花植え等による演出
- ・市民主導の景観づくりに対する専門家の派遣
- ・計画作成や事業実施の際の専門家の活用
- ・重要な景観資源については、“延岡景観資源”として公表

など

第2節 推進体制

市民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進します。

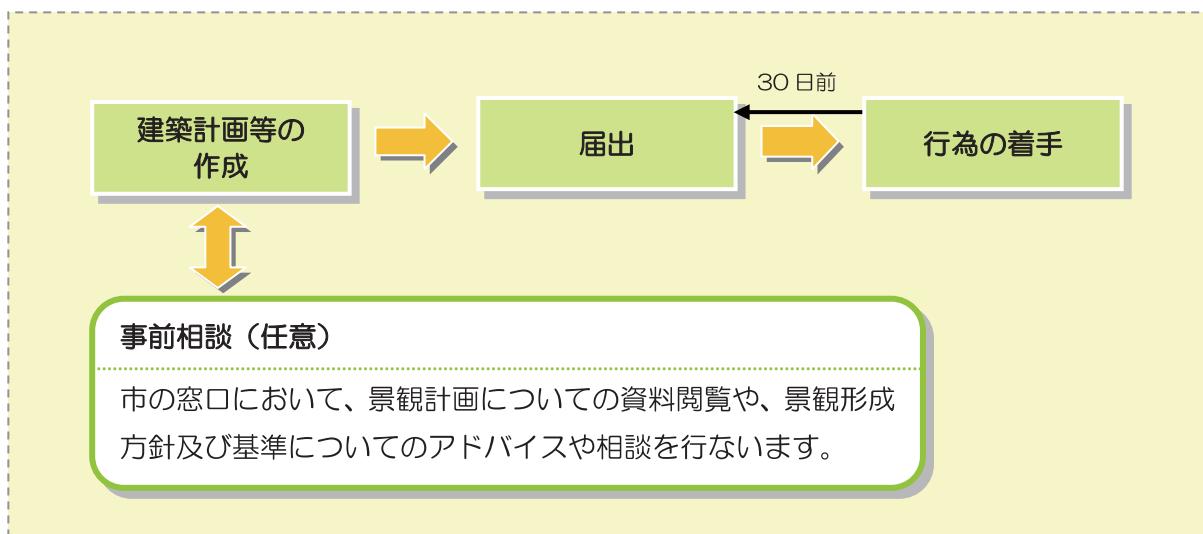


第3節 審査体制

都市計画課計画係が窓口となり、届出を受理します。

届出もれがないように、景観計画をとりまとめたガイドラインやパンフレットを作成し、周知徹底を図ります。

手続きの流れ



第4節 景観計画の適用体制

計画の法的な実効性を担保する「延岡市景観条例」、実際の適用に当たっての詳細な手引きとしての「延岡市景観計画ガイドライン」を併せて用いることにより、実効性の高い景観計画とします。

